

2025 年 3 月 28 日

第 32 回新しい資本主義実現会議 「論点案」に対する意見書

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子**1. 「成長型経済」への移行に向けた中小企業・小規模事業者による経営改革の後押し**

- 2025 闘争の集計では、2 年連続で 5% 台の賃上げが実現し、有期・短時間・派遣等で働く人の時給についても 6% 台の賃上げが進んでいる。先行する中小組合も昨年来を上回る回答を引き出すなど健闘している。賃上げのすそ野を労働組合のない企業を含めて社会全体に広げ、多くの働く人が生活向上を実感できる「賃上げがあたりまえの社会」を定着させていくべきである。
- 雇用の 7 割を占める中小企業が継続的に賃上げできる環境を整えるためには、大企業との取引だけではなく、中小企業間・中小企業と小規模事業者間も含めた企業間取引において、適切な価格転嫁・適正取引を徹底するとともに、社会全体として製品・サービスと労働の価値を認め合い共存共栄できる姿をめざす必要がある。
- 論点案の医療・介護等の公的サービス分野については、「必要な対応を検討すべきではないか」としている。国会等で議論されている、特定最低賃金の活用等に関わる論点整理が必要である。
- 中小企業・小規模事業者に関する書きぶりについては、企業数を減らすことが目的ではなく、生産性向上などの企業努力を政策面からしっかり支援する趣旨が伝わるよう留意いただきたい。

2. 価格転嫁・官公需等の取引適正化

- 「①労務費等の価格転嫁のさらなる推進」に記載されている具体的な方向性については、いずれも賛成であり政府として方針化すべきである。課題はスピードと実行力であり、事業の実態を把握している事業所管省庁が積極的に動くことが肝要である。公正取引委員会・中小企業庁と業所管省庁は、連携して面的な広がりのある周知・相談・監督・指導等を実施できるよう必要な体制を整えていただきたい。
- また、②にある「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」の策定についても賛成である。先進的な自治体で行われている公契約条例の事例紹介や普及促進も加えていただきたい。
- 中小企業・小規模事業者の知的財産権の保護・強化は重要である。中小企業の現場からは、知的財産権やノウハウを無償あるいは低廉な価格で吸い上げられていると聞いている。製造業に限ることなく、広く実態を調査し、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しに早急に着手すべきである。

3. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

○①で、業種別の「省力化投資促進プラン」を策定し、生産性向上を後押しすると記載されているが、とりわけ小規模事業者においては、初期投資のコストを賄えないという実態もある。業界の声を拾い、安価で着手しやすいプランを提示していただきたい。

○「カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金」について中小企業からは、使いたい機器がない、申請が煩雑などの声がきかれている。支援メニューの拡充、執行の改善とあわせて、生産性革命推進事業の強化については、しっかりと押し進めていただきたい。

4. 事業承継・M&A等の中小・小規模事業者の経営基盤の強化

○「事業承継・M&Aなどに関する中小・小規模事業者の経営基盤の強化」について、国内の中小M&Aの実施件数は増加している一方、M&Aなどに伴い労働関係の紛争なども生じている。M&Aなどが実施されたとしても、そこで働く者の雇用や労働条件などへの保護が置き去りにされることはあってはならない。

○企業の業務には労働者・労働組合の理解と協力が不可欠だが、M&Aなどの際には、スポンサーや譲受会社などとの守秘義務により、労働組合等に対して事前の情報提供や協議を拒否する事例も多いと聞いている。労働者が安心して働き続けるためには、労使協議などを通じた「雇用の安定」や「労働条件の維持・向上」が必要であり、そのことが結果として、その後の事業の維持・発展にも寄与すると考える。そのために、中小企業庁の「PMIガイドライン」などを踏まえ、十分な労使協議を行うことに加え、効果的かつ実質的な労使協議がなされるための法整備の検討が求められる。

○また、中小企業庁は、2024年8月に不適切なM&A事案があることに対する注意喚起をおこなっている。M&Aはそこで働く労働者にも影響が及ぶことから、政府として、こうした実態を把握したうえで、M&Aを手掛ける業界を適正化すべきである。

M&Aにおける経営者支援の強化や、官民によるM&A支援機能の強化を行うのであれば、まずは、そこで働く労働者の保護ルールの強化を行うことが不可欠である。

以 上